

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成 25 年 9 月 19 日

岡山市人事委員会

委員長 中 野 惇

本日、本委員会は、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものです。

本年 4 月における職員給与と民間給与を調査し、精密に比較した結果、月例給については、本市職員の給与が民間給与を 78 円 (0.02%) 下回っていましたが、この較差は極めて小さく、おおむね均衡していることから、月例給の改定は行わないこととしました。

特別給についても、民間の支給割合が、職員の支給月数と均衡していたため、改定を行わないこととしました。

また、自宅に係る住居手当については、他都市や市内民間事業所の状況等を踏まえ、本年度末をもって廃止することが適当とする勧告を行いました。

本委員会としては、今後とも、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持して参りたいと考えています。

職員におかれましては、一人ひとりが岡山市の職員であるということを改めて自覚し、高い倫理観と使命感を保ちつつ、職務に対するやりがいと誇りを持ちながら真摯に職務に励む、その能力を十分に発揮していくことで、70 万余の市民の信頼を取り戻し、その期待に応えていくことを強く希望いたします。

議会及び市長におかれましては、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請します。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割に深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。